

○笠井委員

世界的に漁業資源の枯渇が心配される中であって、持続的な資源の利用は、日本の消費者にとっても大変重要な問題であります。蓄養の問題も含めて、適切な対策がとられるように、日本政府としてもIATTC等の場でぜひ努力をしていただきたいと思います。

この際、魚つなぎりということで、東京都の中央卸売市場、築地市場の豊洲移転問題にかかわって幾つか質問をしたいと思っております。

築地といいますと、世界に誇る日本の魚河岸であります。徳川家康のころからあった日本橋の魚市場が関東大震災の後に移転をして、今から七十三年前になると思うんですが、築地市場が誕生いたしました。魚の取引量は、毎日平均二千トン以上ということで、世界一の規模だということでありまして、マグロだけでも約三百の仲卸業者が集まっております。その築地が、移転問題によって、今まさに運命の岐路に立たされている状況にあるという問題であります。

この間、江東区豊洲の移転予定地の土壌や地下水が有害物質で汚染をされているということが明らかになって、大きな問題になっております。特に、東京都が行ってきた詳細調査で、土壌の一部から環境基準の四万三千倍にも上るベンゼンが検出をされて、地下水からも基準の一万倍ものベンゼンが検出されたことが去る五月初めの連休中に一斉に報じられまして、市場関係者、消費者、都民に改めて今衝撃が走っております。これは、全国民的にもそういう衝撃が広がっていると思うんです。

そこで、農水省に伺いますが、国は、これらベンゼンの重大な検出の事実を把握しているでしょうか。いかがですか。

◆平尾政府参考人

お答え申し上げます。ただいま委員から御指摘の、新聞報道の調査結果でございます。これにつきましては、委員御指摘のように、まさに今、東京都が調査をされて、取りまとめをされていると私ども承知しております。

その報道の内容について、私どもも、報道があったわけでございますから、都の方に確認をいたしました。その結果、調査の詳細な結果については私ども報告を受けておりません。

ただ、新聞に報道された内容でございます、委員御指摘の、ベンゼンが一部の土壌で四万三千倍、あるいは一部の地下水で一万倍あったことは事実だというふうな報告を受けたわけでございます。

以上でございます。

○笠井委員

環境省に伺いますが、土壌中のベンゼン、それから地下水中のベンゼンの環境基準、つまり、四万三千倍とか一万倍といいますけれども、そもそも環境基準というのはどういうものか、それが基準の四万三千倍とか一万倍というのは一体どんなものだというふうに理解をすればいいのか、説明をしてください。

◆白石政府参考人

お尋ねのベンゼンの基準でございますけれども、地下水の環境基準、それから土壌の環境基準と二つございます。

地下水の方の環境基準、飲んだときの健康影響ということで定めておりまして、これは水道の水質基準と同じ値でございます。

しからば、水道の水質基準はどういう発想、考え方かと申しますと、人がベンゼンを取り込んだ際の発がん性リスクを計算いたしまして、生涯にわたりその値のベンゼンを取り込んだ場合に、

取り込まなかった場合と比べて、十万人に一人の割合でがんを発症する人がふえる水準ということで設定されております。この基準と地下水の環境基準は同じでございます。

また、土壌の環境基準、土壌中に含まれるベンゼンが地下水にしみ出しまして、それを飲んだときというふうな形で定めておりますが、これも同様な数値でございます、どちらも〇・〇一ミリグラム・パー・リットルというふうな値でございます。

四万三千倍という御指摘がございましたけれども、どういう形かということまではよくわからないわけでございますけれども、リスクは濃度に応じて高くなると考えられます。

○笠井委員

リスクが濃度に応じて高まるということではありますが、基準の場合を見ても、七十年間水道水を飲み続けると発がん性が十万人に一人という割合でふえる、それが四万三千倍とか一万倍ですから、これははるかにこの危険性が高まる、非常に危険であるということと考えていいんですか。その辺の認識というのは、そういうことでよろしいんですか。

◆白石政府参考人

基準としては〇・〇一ミリグラム・パー・リットルでございますので、それより高いということとは、健康影響上問題がある水準ということになると思います。

○笠井委員

非常に問題があるということだと思います。

我が党はすぐ、八日に、都議団、関係区議団が豊洲の現地も調査いたしました。この四万三千倍ということで出た場所は、水産仲卸売場の予定区画であります。他の区画でも環境基準を超える有害物質が検出されたことを都は明らかにしております。

来る五月十九日には、調査結果に基づいてというか、それを公表するというので、都の専門家会議が開かれることになっております。

この問題では、私も築地の市場を訪問しまして、豊洲の移転予定地での東京都による調査も実際に現地で視察をいたしました。市場関係者や科学者からも意見を聞いてきました。そして、昨年十一月には、質問主意書という形で政府の見解もただしてきました。

もともと、この予定地というのは東京ガスの工場跡地であります。東京ガス自身による調査によっても、二〇〇一年ですが、ベンゼンが基準の一千倍、それ以外に、シアン、砒素、水銀、六価クロム、鉛などが検出されたということが明らかになった。それ自体重大問題ということで、その後、昨年八月の東京都による追加調査、今回の詳細調査ということで調査をやってきたわけですが、調査を進めるたびに、一千倍どころか、四万三千倍とか一万倍とか、こういう重大な結果が出てくるということで、さらに深刻な汚染の実態が明らかになっております。ですから、これに対する都民、消費者の衝撃や批判も強く大きいということだと思います。

農水省に伺いますが、今回の新たな調査事実の重大性についてはどのように認識をされているでしょうか。

◆平尾政府参考人

お答えいたします。委員御指摘の、結果でございます。これはまさに、先ほどお話がございましたように、五月十九日の専門家会議で、その結果を受けて対応方向が検討されると私どもも理解しておりますので、今回の結果自体は私どもまだ評価する知見はございませんけれども、その専門家会議での検討をしっかりと踏まえていきたいと思っております。

○笠井委員

事実はつかんでいるということで、この四万三千倍ということについては、これは重大だとい

う認識はありますか。

◆平尾政府参考人

調査結果が基準値を超えているというふうなことでございますから、重大だとは考えておりません。

○笠井委員

これは、国自身の認識として、非常に大きな問題だと思うんです。

言うまでもありませんが、卸売市場法では、中央卸売市場の整備については、農林水産大臣が卸売市場整備基本方針を定めて、第四条ですが、それに即して中央卸売市場整備計画を定めるといのが第五条です。個々の中央卸売市場開設に当たっては、開設者である地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けることが必要というのが第八条。その際に、中央卸売市場整備計画に適合していることなどの認可の基準が第十条で定められていて、地方公共団体の判断だけで中央卸売市場の開設を行うことはできない。

築地市場の豊洲移転は、二〇〇五年三月三十一日に策定された国の第八次中央卸売市場整備計画によって、その中に盛り込まれております。つまり、築地市場の移転では、東京都とともに、まさに国も直接責任にかかわる立場にある。ベンゼンでは、発がん性という問題もありました。極めて重大。

こうした有害物質が、これだけ高濃度で検出されている。これは法律があるわけですし、そのもとに認可という問題もあります、整備計画もあるわけですから、国としても責任を持って対処すべきではないかと思うんですが、これはどうですか。

◆平尾政府参考人

お答え申し上げます。第八次の整備計画でございます。これは、東京都から話があったときに、土壤汚染を含めましていろいろな対策をきちんとやるという前提で策定されたものでございます。

そういうことでございまして、この土壤汚染対策を含めまして、食の流通を預かる卸売市場の必要とする内容についてはきちんと東京都の方で責任を持って対応していただけるものというふうに思っております。

○笠井委員

東京都が対応すればそれでいいという問題では済まないんです、これは後でもやりますが。

環境省に伺いますが、環境の保全と健康保持という点でも、国の責任は重いと思います。土壤汚染対策法では、都道府県知事の責任とともに、環境大臣の責任と権限が定められております。環境大臣は、第二十九条では、必要な事項について報告を求めて、立入検査を行うことが認められて、三十一条では、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して必要な資料の提出及び説明を求めることができる、三十二条では、都道府県知事等に対して必要な指示をすることができるかとされております。

そこで、環境省に質問しますが、環境の保全と人の健康の保持ということで、国は大きな責任を持っております。こうした点からも、国の責任ある対応がこの問題で求められているんじゃないかと思いますが、いかがですか。

◆白石政府参考人

東京都はまさに今、専門家会議を開いて、いろいろな意見を踏まえて敷地全体の詳細調査を実施中でございます。また、その結果を踏まえて対策を実施していくということで承知しております。

これらの調査、対策というものは、土壤汚染対策法の適用された場合に求められる水準と比べまして同等以上のものをしていただけないというふうな考えておりまして、環境省は、今後、東京

都の対応をきちんと把握しまして、御指摘のように、必要に応じた技術的な助言ということについて努めてまいりたいと思います。

なお、今法律の条文を引いての御質問がございましたので、ちょっと添えさせていただきますけれども、大臣の権限といいますのは、土壤汚染により人の健康に係る被害を生ずることを防止するために緊急の必要があるというふうなことでございますので、現状におきましては、まだ一般の人が立ち入らない形、あるいはそこでの地下水の飲用がない状態でございますので、東京都が前面に立っているいろいろ調査、対策を講じようという段階だというふうに認識しております。

○笠井委員

最後に言われたことについていえば、四万三千倍ということで、ある意味緊急の事態と言ってもいいんです。これに基づいて東京都の方は、とにかく二〇一〇年には移転しちゃおうという話まで今進めているところなんですから、そこはそういうことでは済まないだろうと思うんです。

しかも、私、なぜこれを外務委員会でやっているかということについていえば、やはり国際的にも築地といえば有名で、日本の世界に対する信頼にもかかわる、日本政府がどういうふうにもこの問題に対応するかという問題もかかわってくるわけであります。

続けますが、政府は、東京都に対して科学的見地に基づいて万全の対策を講じるように求めているというふうに繰り返し言われますが、そもそも、土壤や地下水が汚染されているような用地に卸売市場など食品関連施設を開設する際の安全性を判断する科学的な根拠について、国としての基準やガイドラインなどがあるかという問題であります。

私、昨年の質問主意書の中でこの問題をただしましたところ、答弁では、ないということでありました。それらについて国としての研究や検討を行ったことがあるかと聞きましたら、それについても確認した限りはないということでしたけれども、農水省、そういうことでよろしいですか。

◆平尾政府参考人

お答えいたします。委員御指摘のとおりでございます。

○笠井委員

そうしますと、幾ら科学的見地に基づいて万全の対策、東京都がとることをきちっと見ていくということと言っても、万全かどうかを判断する根拠が、あるいは基準が、ガイドラインが国の側にはないということであります。つまり、知見も蓄積をされていない。

であればこそ、一層、何よりもやはり予防的な原則に立って対応しなきゃいけないという問題になってくると思うんです。人の健康や環境の保全については、実際に問題や被害が発生してからでは取り返しがつかないことになります。発生の仕組みや影響の度合いなどについて不確かさがある、科学的に不確実性があるという場合には、予防的に対処するということが当然の考え方だと思います。これは、この間の公害問題などでの教訓でもあります。

こうした問題に対処する上では、健康被害が生ずるおそれがあるものとして、被害や影響を生じさせない、未然に防止するために予防的な立場、原則に立って対応することが大事だと思うんですけれども、この点、農水省はどう考えていますか。

◆平尾政府参考人

お答え申し上げます。築地市場の移転問題につきましては、食品流通の基盤であります卸売市場の問題でございますから、私ども国としましても重大な関心を持って、またそういう観点からしっかり対応していかなくちゃいけないと思っておるわけでございます。

そういう観点で、この東京都の対応につきましては、かねてから東京都に対しまして、食の安全性それから信頼性というのが、きちんと科学的見地から万全の対策がとられるようお願いす

るといふようなこと、それから消費者等に対しましても対策の内容についてしっかり説明をしていただき、その理解を得るように努めていただきたいというふうなことを言っているわけでございます。

今回、そういう意味では、東京都が専門家会議を開いて、有害物質の専門家、土壌あるいは水の汚染対策の専門家、それから人体の観点からの専門家に参画をいただいて検討されておるわけでございます。そういう意味から、その専門家会議の結果を私どもまずは待ちまして、その結果を受けて、土壌汚染の担当でございます環境省さんとも十分連携をとりまして対応したいと思っております。

○笠井委員

豊洲地区で盛り土などの対策が行われたとしても、汚染土壌が存在する限り、汚染土壌の付着、汚染水の吸着など、食の安全について危険性が除去されたとは言えない、そして大地震の際の液状化の危険も科学者からは指摘をされております。

四万三千倍という事実が報道された後、これは東京都の対応ですが、今、東京都の専門家会議の結果を待ってその後という話でありましたが、東京都の担当者が既に、専門家会議が開かれる前から、この事態が明らかになった後、ある業界紙でありますけれども、談話を出しまして、東京都の新市場建設担当部長が、移転方針そのものを見直す考えは全くないと。東京都がもう既に、専門家会議をやる前から、どんなものが出てても方針は変えませんよということを言っているわけですね。

政府は、昨年の私の質問主意書への答弁においても、「東京都に対し、食の安全性や信頼が確保されるよう科学的見地に基づく万全の対策を講じるとともに、消費者等に対して対策の内容等について十分な説明を行い、その理解を得よう求めているところ」と、今答弁あったような、同じ形で言われました。

しかし、新たな事実が明らかになっても、必要な検討、検証を経る前から、とにかく東京都の側は、少なくとも担当者は、移転ありきということで、それが出たって変更はしませんよと既に言ってしまうわけですが、これはおよそ科学的な態度とか姿勢とは言えないと思うんです。

これでは都民、消費者、あるいは国民、市場関係者の理解が得られないと思うんですけれども、こういう談話なり発言、コメントというのは、国が求めているものとは明らかに違うということになりませんか。

◆平尾政府参考人

お答え申し上げます。委員御指摘のコメントにつきまして、申しわけございませんけれども、私ちょっと把握しておりませんので、そのコメントについてのあれは控えさせていただきます。

いずれにしても、先ほど申しましたように、東京都に対して、きちっと食の安全性の確保、信頼性の確保が科学的見地から担保されるように、またそのことについてしっかり、消費者の皆様も含めて、幅広い関係者の方々に理解を得るようというのを求めているわけでございますから、そのことはしっかり東京都に対応していただきたいと思っております。

○笠井委員

これだけ重大なことを少なくとも把握している、重大だと言われたのに、日刊食料新聞という業界紙ですが、これはそういう意味では業界の方々も承知している中身でありまして、そこにちゃんと東京都の新市場の建設担当部長の話ということが出ているわけで、それも知らないということでは、この問題について本当に深刻に国自身も考えているのかということをおは言わざるを得ないと思うんです。

築地市場の豊洲移転は、国が第八次中央卸売市場整備計画で定めたものであります。改めて経過を振り返ってみますと、築地移転をめぐる、土壌汚染と食の安全について国自身が十分検討したとは言いがたい、安全性について判断する科学的根拠や知見の蓄積もないわけです。相手にはちゃんとやりなさいと言いながら、自分たちとしては、国はどのような基準、ガイドラインを持っているかというを持っていないわけですから、これは判断しようがないという部分があるわけです。では、対策をとったらそれでいいのか、認可できるのかといえば、判断しようがないわけです。

この間、食の安全をめぐる、事件や問題が相次いでおります。国民の関心も高いし、不安も強い。政府は食の安全とか消費者の視点とかしきりに言われるわけですがけれども、やはり現に起きている問題にどう対処するかが試金石になります。新たにこれだけ深刻な問題、事実が明らかになった以上、それに正面から向き合うことが大事でありまして、新たな事実、状況が生まれても十分な検討すらされないというのではおかしいということになります。

農水省に伺いますけれども、築地移転を定めた第八次の国の整備計画については、国としても見直しをする、あるいは白紙に戻して再検討すべきだということも含めて踏み出してやるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

◆平尾政府参考人

委員御指摘の、第八次の整備計画でございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、この整備計画の策定の段階では、東京都が土壌汚染対策も含めて安全対策をしっかりやるというふうな前提のもとで諮問をして、審議されたわけでございます。

そういう意味から、私どもは、東京都がそういう土壌汚染対策につきまして、先ほど環境省様の方からお話がありましたように、土壌汚染防止法で求める対策と同水準以上のものをしっかりとっていただくというふうなことが基本でございますので、今回、検討が進められております専門家会議でしっかり検討をしていただき、その結果を踏まえて対応の報告が私どもにあると思います。その結果を環境省様と一緒に確認して、対応をしていきたいと思っております。

○笠井委員

結果次第によっては国としても見直しあるいは再検討ということで、そういうことも含めて考えていくということによろしいんですか、そこは。

◆平尾政府参考人

今の段階で予断を持ってなかなか結果について私どもの方からコメントすることができませんので、いずれにせよ、その結果を待つて判断をさせていただきたいと思えます。

○笠井委員

しかし、これは明らかに重大である、このままではいけないなと思った場合については、再検討する、あるいは見直しするというは当然あり得る選択肢であるわけですね。予断を持ってはいけないというのはわかります。それもなければ東京都と同じですからね、何があろうと進めるということなんですから。

◆平尾政府参考人

重ねてでございますけれども、最終的には認可の手続がございます。その段階で認可の基準に合わないということでありましたら、これは当然、問題でございますから認可できません。整備計画自体は、そうすると、また次の課題としてあるわけでございます。ですから、整備計画がどうのこうのというふうなことは別に、認可をするかどうかということが手続的にはあるかと思えます。

仮に、これはまさに仮でございますけれども、東京都さんの方で今の豊洲を見直されるという

ふうなことがあれば、それは整備計画を見直さなきゃなりません。私どもの方で申請がない段階で整備計画を見直すというふうなことには、手続的にはならないと思います。

○笠井委員

ちょっと一言確認しますが、東京都が見直さない限りは国は整備計画は見直さないんですか。法律的にはそうなっているんですか。

◆平尾政府参考人

整備計画の具体的な内容につきましては各主体からお話をちょうだいして、それに基づいて整備計画をつくっております。整備計画をつくる時は、委員御案内と思いますけれども、基本方針に基づいて適合するかどうかというのを私どもは審議していただくというふうな手続になっております。

○笠井委員

いずれにしても、これなら絶対大丈夫という話では、もともと基準がないわけですから、そうしますと、これは一〇〇%の安全性が担保できないならそういうところへの市場の移転というのはやめる以外ないという話に当然なってくると思うんです。これは何も、委員長も東京選出の議員ですが、東京選出にとどまらず、国民的にも、これはおかしい、そんなところに市場を持って行って、そこから魚が出てきて口に入るとなったら心配でしょうがない、不安でしょうがないということになります。

この問題の最後に、大臣に、これは直接の所管は農水と環境ということですが、築地は世界最大の水産物卸売市場であります。築地ブランドというのは海外でも有名で、関係者の長年の努力で高い信頼が寄せられている、大臣もよく御承知のとおりです。そして、築地には外国からのお客さんも多いし、築地を通過してきたものを外国の賓客も召し上がるということになります。

有害物質でこれだけ汚染された土地に食品を扱う市場が移転したということが世界的に広がるとなりますと、これは日本の国際的信頼にもかかわりますし、食の安全に対する日本政府の姿勢が問われてクエスチョンマークが非常につく、本当に不信になるということも当然出てくると思うんです。こういう問題については、いずれにしても、政府、各省庁が連絡をとり合って、慎重の上にも慎重に対応すべきだというふうに思うんです。

やりとりをお聞きになっての感想で結構ですが、大臣から一言お願いします。

◆高村国務大臣

魚つながりで外務大臣に感想が求められているんだ、こう思いますけれども、やはりこの問題は、東京都がきちっとした対応をすること、そしてそれに対して農林水産省、環境省がきちっと見ていくこと、それに尽きるんだ、こういうふうに思います。

○笠井委員

きちっとした対応をすることが必要だということをおっしゃられたと思うんです。私は本当に、これは食の安全それから世界との関係でも大事な問題だと思いますので、政府を挙げてきちっとした対応をとってもらって、きちっと安全性が確保できないんだったら移転も中止するという方向で、国自身も責任があるわけですから、やはりしかるべきところでしかるべき判断をすることが必要だということをお強く求めておきたいと思います。

さて、あとわずかですが時間がございますので、核問題について一言だけ伺っておきます、きょうも政府参考人をお越しになっていますので。

(以後／省略)